

令和6年6月26日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第186号の概要

（海面漁業生産統計調査の変更）

1 漁業に関する主な統計調査

	構造	生産	経営
基幹統計調査	漁業センサス (5年周期・令和5年度実施) ● 漁業を営む経営体（世帯・事業所）や漁業協同組合、漁業に関連する事業所（魚市場、冷凍・冷蔵工場等）を対象に、漁業種類、使用漁船、養殖施設、資源管理の取組、事業所の取扱高等について調査 令和5年2月答申	海面漁業生産統計調査 (毎年、一部の調査は半年) ● 水揚機関（注1）及び漁業経営体を対象に、海面（注2）における魚種別漁獲量、養殖魚種別収獲量等について調査 今回（令和6年6月）の諮問案件	—
一般統計調査	漁業構造動態調査 (漁業センサス実施年以外の毎年) ● 海面漁業を営む経営体を対象に、漁業種類、使用漁船、養殖施設等について調査	内水面漁業生産統計調査 (毎年) ● 水揚機関及び漁業経営体を対象に、河川及び湖沼における魚種別漁獲量、養殖魚種別収獲量等について調査	漁業経営統計調査 (毎年) ● 海面漁業又は海面養殖業を営む漁業経営体の操業状況、財産・損益、従事者数等について調査

※ 表に掲げた統計調査は、全て農林水産省が実施
（注1） 漁業生産物の陸揚地において、売買取引を目的とする市場開設者、漁業協同組合、会社等で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受ける者
（注2） 汽水湖のうち、サロマ湖、能取湖、風連湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。

2 海面漁業生産統計調査の概要（現行調査）

調査の目的等	海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする
調査実施課	農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課

調査の概要

調査の種類	報告者数	主な調査事項
①海面漁業漁獲統計調査 (以下「海面漁業調査」という。)	約1,700客体	(水揚機関・漁業経営体用) 漁業種類別・操業水域別・魚種別の漁獲量 等 (一括調査用) 漁業種類、規模別の漁ろう体数・1漁ろう体1日当たり平均漁獲量 等
②海面養殖業収獲統計調査 (以下「海面養殖業調査」という。)	約1,400客体	(水揚機関・漁業経営体用) 養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量 等 (一括調査用) 養殖魚種名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収獲量 等

調査期間	基本的に1月～3月（前年1年間（1/1～12/31）の実績を把握） かき類、のり類の養殖については、半期ごとの調査のため、1～3月、7～9月
------	---

調査系統 調査方法	① 水揚機関用（調査員調査・オンライン調査(e-survey、電子メール)）：農林水産省－地方農政局等 ^(注) －調査員－報告者 ② 漁業経営体用（郵送調査・オンライン調査(e-survey、電子メール)）：農林水産省－地方農政局等－報告者 ③ 一括調査用（調査員調査・オンライン調査(電子メール)）：農林水産省－地方農政局等－調査員－報告者
--------------	--

結果公表	概要：調査実施年の5月 詳細：調査実施年の翌年2月
------	---------------------------

主な利活用	○水産基本法（平成13年法律第89号） ⇒第11条に基づく「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）のうち、水産物の自給率目標を定める際の基礎資料 ○漁業法（昭和24年法律第267号） ⇒第9条に基づき資源評価を実施し、第11条第2項第2号の資源管理の目標を定め、その目標水準に資源を維持・回復させるべく漁獲可能量（TAC）等を決定する際の基礎資料
-------	---

(注)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の農林水産センターをいう

3 主な変更事項①（行政記録情報の活用）

変 更 内 容	「操業水域※ ¹ 」を行政記録情報で把握（海面漁業調査（水揚機関用・漁業経営体用））
変更理由等	・ 操業水域別に区分して回答することについて、報告者の負担が大きかったところ、行政記録情報（漁業法に基づく大臣許可漁業の漁獲成績報告書等※²）の電子化が進み、操業水域については、調査で把握しなくても行政記録情報が利用可能となったため ・ 該当する集計表については、調査票情報と行政記録情報の組み合わせにより、引き続き集計 ※¹ 「操業水域」とは、国際連合食糧農業機関（FAO）が定める世界の水域区分。日本は「太平洋北西部」に位置し、他にインド洋（東・西部）や大西洋（南東・南西部等）など世界の海が区分されている ※² 農林水産大臣の許可漁業とは、複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国が許可するもので、例えば、遠洋まぐろはえ縄漁業や遠洋底びき網漁業等のこと

【調査票の変更イメージ】

変更後													変更前												
漁業種類		コード											漁業種類		コード										
		:													:										
魚種別漁獲量 (kg)		:											操業水域		:										
		:											コード		:										
		:											:												
		:											:												
		:											:												
		:											:												
		:											:												
		:											:												
		:											:												
		:											:												

操業水域の欄を削除し、
行政記録情報で把握

操業水域の欄を削除し、行政記録情報で把握

3 主な変更事項②（行政記録情報の活用）

変 更 内 容	海面漁業調査（水揚機関用・漁業経営体用）の報告者のうち、経営体（大臣許可漁業のみを行う者に限る。）について、原則報告を不要にする
変更理由等	➤ 経営体は、漁業法等に基づく業務報告により、大臣許可漁業について、漁獲量等のデータを農林水産大臣に報告 ↓ ➤ 大臣許可漁業の漁獲成績報告書のデータが電子化され、令和 5 年度からデータ利用が可能 ↓ ➤ 経営体が報告者になる場合については、大臣許可漁業の漁獲成績報告書の活用が容易であることから、大臣許可漁業のみを行う経営体の範囲で、原則報告不要にして、報告者負担の軽減
変 更 内 容	調査票の審査・集計に活用することが想定される行政記録情報として、以下の報告を追加 ・「内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第29条第 1 項に規定による報告」(※) ※ 陸上養殖業（陸地において、食用の水産動植物（うなぎを除く。）を、海水等を用いて養殖するものなどを指す）の養殖の実績等について、農林水産大臣に報告するもの
背 景 等	➤ 本調査の調査計画では、従前から、調査票の審査・集計の際に活用が可能と考えられる行政記録情報等について、一覧形式で列挙 ↓ ➤ 近年の陸上養殖業の広がりつつあることを受けて、事業者は、農林水産大臣に対して、法律に基づく実績報告（年度報告）の提出が必要 ↓ ➤ 令和 6 年 4 月以降、順次報告される見込であることを踏まえ、調査計画の一覧に追加

3 主な変更事項③

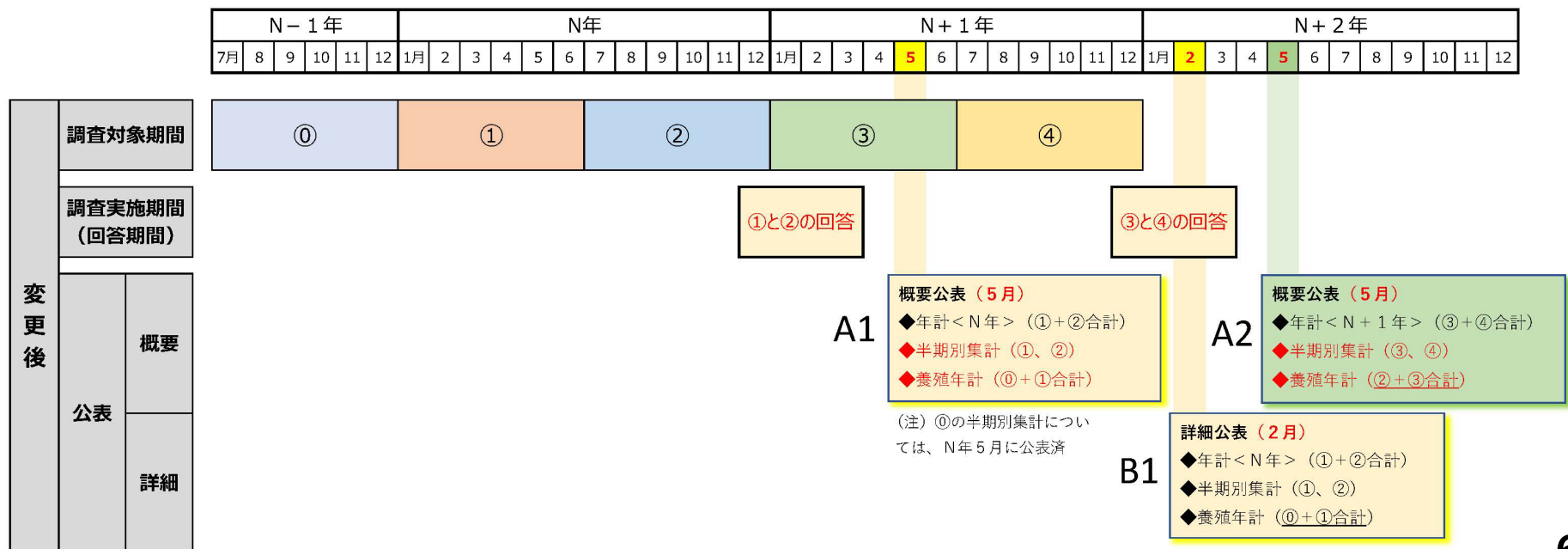
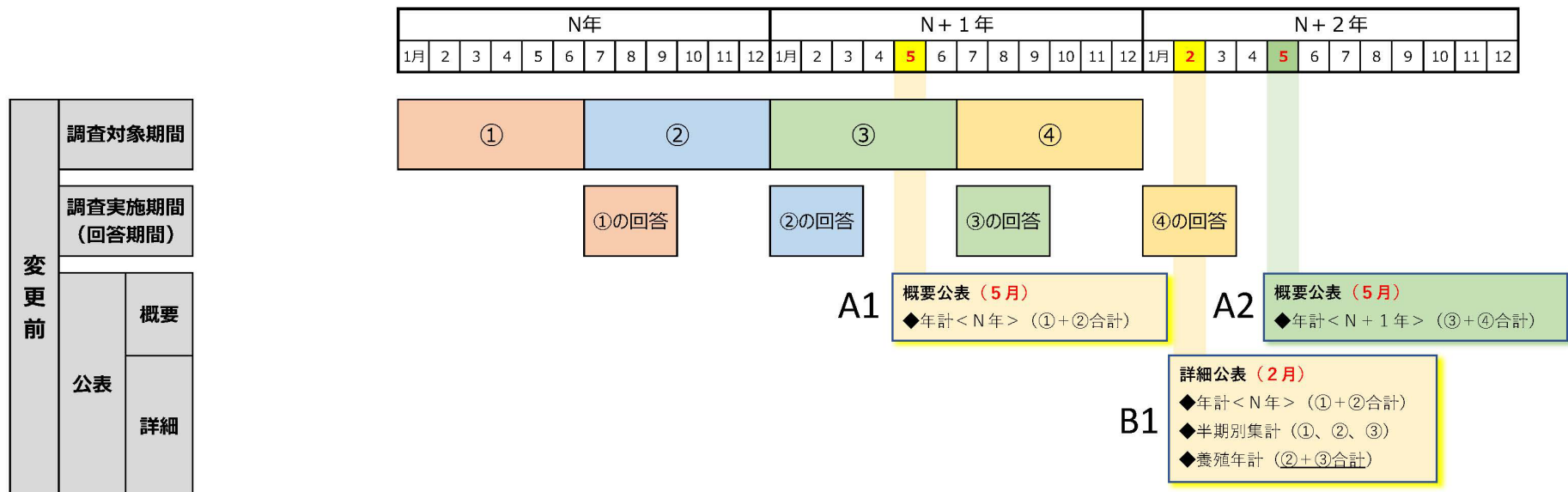
<調査時期>

変 更 内 容	＜変更前＞ 調査対象年（暦年）の翌年 1 月～ 3 月 ＜変更後＞ 調査対象年（暦年）の 12 月～翌年 3 月
変 更 理 由 等	12 月までに漁期が終了するような場合に、調査票を早く配布できるようにするほか、魚種・地域に応じて、地方農政局等が柔軟な対応が可能になるよう、調査の実施期間を 1 か月拡大

<かき類・のり類の養殖について調査周期等を変更>

	調査周期・調査時期	集計事項
変 更 内 容	① 半期ごとに回答を求めていたものを、暦年分に係る年 1 回の回答に変更 （ただし、半期ごとのデータを記載する調査票に変更はなく、半期ごとの調査票 2 枚をまとめて提出） ② 半期調査に合わせて、7 月～ 9 月、1 月～ 3 月としていた調査時期（回答時期）を、12 月～ 3 月に変更	● 詳細集計のみで公表していた ・「半期別集計」 ・「養殖年計」（7 月～ 6 月の合計） を、概要集計でも公表
変 更 理 由 等	➤ 年 2 回の調査事務を集約	➤ 本調査については、従前から、概要（100 トン単位）と詳細（1 トン単位）の 2 段階により公表し、概要では、年計のみを公表 ➤ 調査時期の変更により、最新の 1 月～ 6 月のデータの集計への利用可能時期が遅れることを踏まえ、概要の集計事項に養殖年計を加えることで、養殖年計の利用可能時期の遅れを最小限に抑制

(参考) かき類・のり類の養殖に係る調査スケジュール



4 前回答申における今後の課題への対応状況

○ 前回答申（平成30年7月20日）において指摘された課題への対応については、以下のとおり。

課題①

本調査を取り巻く環境や利活用ニーズの変化の把握に努め、定期的かつ適切に調査計画の見直しを行う

⇒（対応方針）

前回答申以降、状況変化を踏まえ、随時、計画の変更がなされており、今後も必要に応じて、計画の見直しを想定

課題②

都道府県等が独自に把握している漁獲量等データの所在案内をするほか、都道府県における当該データの公表促進等に向け、更なる取組を検討・実施する

⇒（対応方針）

海面漁業生産統計の農林水産省ホームページにおいて、都道府県等が本統計とは別に独自に公表している漁獲量（水揚量）等の所在について、リンクを設定済（令和6年6月）